

資料 3

千葉市動物公園子どもゾーン（ふれあい動物の里）活性化事業に関する協定書(案)

千葉市（以下「甲」という。）と〔 〕（以下「乙」という。）とは、千葉市動物公園子どもゾーン（ふれあい動物の里）活性化事業（以下「本事業」という。）の実施に関し次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本事業は、千葉市動物公園ふれあい動物の里（以下「施設」という。）を利用者にとって魅力的な空間として維持管理を行い、千葉市動物公園の活性化や賑わいの創出に資するような積極的な利活用を図ることを目的とし、この協定では、甲と乙が協働して本事業に取り組む際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業期間 乙が本事業を行う期間として甲が定めたものをいう。
- (2) 募集関係図書 甲が本事業の公募に際して公表し、又は配布した募集要項その他の書類（この協定書の案を除く。）の一切をいう。
- (3) 提案書類 乙が本事業公募手続において甲に提出した一切の書類並びにこの協定の締結までの間に乙が甲に提出した一切の書類をいう。
- (4) 収益事業 乙が施設を利用して、自らの企画による事業（乗馬サービス、団体指導を含む。）を実施し、又は第三者にこれを行わせるものをいい、当該事業に係る利用者等又は当該第三者から利用料金その他の料金を徴収しないものも含む。
- (5) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。
- (6) 法令の変更 法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。

（適用関係）

第3条 甲及び乙は、募集関係図書及び提案書類に記載された事項がこの協定の一部を構成するものとし、甲及び乙を拘束することを確認する。ただし、この協定に特別の定めがある場合を除き、募集関係図書と提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、募集関係図書が優先して適用されるものとし、この協定の規定と募集関係図書又は提案書類の内容が矛盾抵触する場合には、この協定の規定が優先して適用されるものとする。

（事業期間）

第4条 事業期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までであることを確認する。ただし、甲は、必要があると甲が認める場合には、乙の申請により、4年間以内の期間を定めて、事業期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きに規定する事業期間の延長は、再延長も含めて10年間を延長期間の上限とする。

第2章 業務の範囲、業務の基準等

（業務の範囲及び実施条件）

第5条 乙が都市公園法第5条の規定による許可を受けて行う業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とし、施設の運営に関する方針及び業務内容並びに実施方法・体制等の詳細を定める運営

計画を作成し、甲の承認を受けるものとする。

- (1) 施設での行催事・飲食物販等収益事業に関する業務
- (2) 乗馬広場の運営管理業務
- (3) 団体指導の運営管理業務
- (4) 施設の巡回・美化・案内・利用調整等に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

2 乙が業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、この協定に定めるもののほか、募集関係図書及び提案書類（募集関係図書に定める条件は提案書類に記載された条件に優先するものとし、募集関係図書に定める条件の水準を提案書類に記載された条件の水準が上回る場合は、当該上回る部分については提案書類に記載された条件を優先する。）に定めるとおりとする。

3 乙は、甲の求めに応じ、千葉県動物公園の運営に協力するものとする。

（管理許可の取得）

第6条 乙は、この協定の締結後速やかに都市公園法第5条の規定による許可を甲に対して申請するものとする。申請に当たっては、施設の管理規程として運営計画を添付するものとする。

（関係法令等の遵守）

第7条 乙は、関係法令等に従って、業務を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、乙の役員若しくは業務に従事する従業員又はこれらの者であった者が、業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託する場合には、当該第三者に対しても前項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、業務に関して保有する個人情報について、関係法令等に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報を適切に取り扱うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に定める個人情報取扱事業者としての義務の履行
- (3) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する法律その他関係法令において事業者が行うべきとされていること。

（暴力団の排除）

第10条 乙は、千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号。以下「暴力団排除条例」という。）第3条に規定する暴力団（暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の排除についての基本理念にのっとり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 業務に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。
- (2) 業務の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等（暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当な要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 業務に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること。

（善管注意義務）

第11条 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、業務の実施に当たって、自己の責めに帰すべき事由により施設を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由がなく施設を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって施設を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができないとともに、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(許認可等の取得等)

第12条 乙は、この協定に別段の定めがある場合を除き、業務の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

(人員の確保)

- 第13条 乙は、業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保して、必要な研修等を行うものとする。この場合において、当該人員に暴力団員等又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を充ててはならない。
- 2 前項前段の場合において、乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条に規定する事業者の責務をより一層果たすべく、業務に従事する従業員の確保に当たっては、同法に規定する障害者を採用するよう努めなければならない。
 - 3 前項に規定するもののほか、乙は、施設が本市の施設であることを考慮し、業務に従事する従業員の確保に当たっては、率先して本市内に居住する者の採用を図るものとする。

(再委託等)

- 第14条 乙は、業務の全部又は大部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。
- 2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。
 - 3 乙は、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託等をしてはならない。
 - 4 乙は、再委託等については、全て乙の費用及び責任において行うものとする。
 - 5 乙は、再委託等をした業務に伴い再委託等の相手方について生じた事由について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
 - 6 乙は、第2項の規定により再委託等をする場合は、募集関係図書等の記載内容に従い、可能な限り本市内に本店又は主たる事務所を有する者に対して行うものとする。

(労働者の安全の確保等)

第15条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその関連法令に従って、施設において就労する労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、作業行動の安全を図って、労働災害の発生を防止するものとする。

(電力等の確保等)

- 第16条 甲は、乙が業務を実施する上で必要な電力、用水、燃料等（以下この条において「電力等」という。）について、事業期間の初日までにその供給者と供給契約を締結する等により利用可能な状態を確保するものとする。この場合において、乙が業務を実施する上で必要な電力等の確保に関する甲の義務は、これに限るものとする。
- 2 乙は、業務の実施に当たって費消した電力等の代金を支払い、又は副資材等をその責任において調達するものとする。

(近隣への配慮等)

第17条 乙は、事業期間中、自己の費用及び責任において、業務を実施するために合理的に要

求される範囲内で周辺の生活環境に配慮するものとする。

(緊急時の対応等)

- 第18条 乙は、施設の利用者等に災害又は事故があったときは、迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに甲に報告して、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、施設が本市において災害が発生した際に現地対策本部、物資の備蓄箇所、救護医療スペース等の救援、復旧等の拠点としての役割を担う可能性があることを了解するとともに、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、施設が当該役割を果たす上で必要な一切の行為に協力するほか、平時においては、当該役割を担うための防災機能の維持その他の準備に協力するものとする。
- 3 乙は、災害が発生した場合においては、甲の求めるところに従い、避難所関連業務や避難所の管理運営への協力業務を行うものとする。災害等の発生により帰宅困難者が発生し、受入れを行う必要がある場合も同様とする。

(付保)

- 第19条 乙は、自己の費用及び責任において業務に係る募集関係図書等に記載された内容の損害保険契約を締結するものとし、指定期間中、当該保険契約を維持するものとする。
- 2 乙は、事業期間の初日までに、甲に対し、前項の損害保険契約の保険証券その他その内容を証する書面の原本を提示した上で、その写しを提出しなければならない。損害保険契約を更新し、又は変更した場合も、同様とする。

第3章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

- 第20条 乙は、毎年2月5日までに翌事業年度の業務に係る次に掲げる事項を記載した次年度事業計画書を甲に提出し、承認を受けるものとする。
- (1) 業務の実施体制に関すること。
- (2) 本施設の運営に関する計画、収益事業の実施に関する計画その他業務の実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項
- 2 次年度事業計画書は、募集関係図書等の記載内容に適合するものとしなければならない。
- 3 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする内容を示した書面を甲に提出して、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、当該月の前々月の5日までに、当該月の月間予定表及び当該月に実施する行催事等の実施要領を甲に提出し、承認を受けるものとする。

(事業報告)

- 第21条 乙は、次に掲げる事項（以下この条において「報告事項」という。）を日報として記録するとともに、甲から提出を求められときはこれに応じなければならない。
- (1) 業務の実施状況に関する事項
- (2) 乗馬広場及び団体指導の利用状況に関する事項
- (3) 料金その他の収入の状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項
- 2 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書に業務に係る収支決算書を添付して甲に提出するものとする。

(経理の区分)

- 第22条 乙は、乗馬広場及び団体指導の運営に係る経理については、その他の経理と区分し整理するものとする。

(関係機関との連絡調整)

第23条 乙は、事業計画の策定及び業務の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

第4章 業務の実施

第1節 総則

(業務責任者の選任)

第24条 乙は、業務に従事する従業員の中から業務責任者を選任しなければならない。

2 乙は、業務責任者を選任し、又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

3 業務責任者は、業務内容を十分に理解し、及び業務の円滑な遂行に努めることとする。

4 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用に関すること。
- (2) 利用者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 業務の指導監督に関すること。

(副業務責任者の選任)

第25条 乙は、業務責任者が不在のときに業務責任者の職務を代理する者として、副業務責任者を選任しなければならない。

2 乙は、副業務責任者を選任し、又は変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(管理体制の構築)

第26条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう業務に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(業務マニュアルの整備)

第27条 乙は、業務に従事する従業員が適切に業務に関する職務を実施することができるよう、事業期間の初日までに、業務に関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成して、甲に届け出なければならない。マニュアルの内容を変更した場合についても、同様とする。

2 マニュアルは、関係法令等及び募集関係図書等の記載内容に適合するものでなければならない。

3 甲は、乙に対し、マニュアルについて必要な指導をすることができる。

第2節 収益事業の実施に関する業務

(収益事業の実施)

第28条 乙は、本施設の設置目的及び募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容に適合する範囲内においてのみ、収益事業を行うことができるものとする。

2 乙が、当該事業年度の事業計画書に記載されていない収益事業を実施しようとする場合は、第20条の規定を準用する。

(許可の取得等)

第29条 乙は、収益事業を実施するために必要な場合には、関係法令等の定めるところに従い、自己の費用及び責任において所定の手続を行って、所要の許可等を取得し、及び維持するものとする。

(費用負担)

第30条 収益事業の実施(第三者に行わせる場合を含む。)に要する費用は、全て乙の負担とする。

第5章 事業評価

(事業評価の実施)

第31条 甲及び乙は、業務が募集関係図書等の記載内容及び事業計画書の記載内容並びにこの協定に定める基準に適合して実施されているかどうかを確認するため、この章に定めるところにより業務の事業評価を行うものとする。

(乙による事業評価の内容)

第32条 乙が行う事業評価の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務の実施状況に関して日報として記録すること。
- (2) 利用者へのアンケート調査の実施
- (3) 業務の実施状況に関する自己評価の実施

(甲による事業評価)

第33条 甲は、当初許可開始日から5年後及び許可期間の最終年度に、次に掲げる内容について、事業評価を実施するものとする。

- (1) 企画提案、協定、事業計画に基づく事業の実施状況
- (2) 事業実施による効果
- (3) その他

2 甲は、事業報告書の内容を確認するほか、事業期間中、随時、乙に対して、業務の実施状況についての説明若しくは日報その他の業務に関する書類の提出を求め、又はその職員に、本施設において業務の実施状況若しくは当該書類を確認させ、若しくは利用者その他の関係者に質問させることができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(改善の指示等)

第34条 甲は、乙が募集関係図書等の記載内容若しくは、事業計画書の記載内容若しくはこの協定に定める基準に従って業務を実施していないと認めるとき又は業務の適正を期するために必要があると認めるときは、乙に対し、理由を付して、必要な措置をとるべきことを指示をすることができる。

第6章 管理許可の取消し等

(管理許可の取消し及び業務の停止)

第35条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 甲が乙に対し、改善措置を講ずることを指示した場合において、当該期間を経過してもなお、当該指示に係る改善がなされないとき。
- (2) 乙が業務の遂行を放棄した場合
- (3) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの協定上の義務を履行しない場合で甲が相当な期間を設けて履行の催告を行ったときにおいて、当該期間を経過してもなお、当該義務の履行がなされないとき。
- (5) 甲に提出された報告書、請求書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載があるとき等甲から指摘されるべき事項がある場合
- (6) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始のいずれかについて乙の取締役会でその申立等を決議した場合又はその申立等がされた場合

- (7) 乙が支払不能又は支払停止となった場合
- (8) 乙又は乙の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

2 乙は、管理許可が取り消された場合は、取消しの日までの期間に係る事業報告書その他この協定の規定により提出を要する報告書の一切を、速やかに甲に提出するほか、次章に規定する措置を講じるものとする。

(取消後の措置)

第36条 甲は、前条に規定する場合において、管理許可の取消し又は業務の停止により乙に生じた損害を賠償する責めに任じない。

第7章 事業期間の満了時等の措置

(原状回復等)

第37条 乙は、事業期間が満了したとき（管理許可が取り消されたときを含む。以下この章において同じ。）は、その費用及び責任において施設を原状に回復した上で甲又は甲の指定する者（以下「承継者」という。）に引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく施設を原状に回復しない場合は、乙に代わって施設を原状に回復するために必要な措置をとることができるものとする。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、及び当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(業務等の引継ぎ)

第38条 乙は、事業期間が満了したとき以後に事業が引き続き円滑に実施されるよう、甲の指示に従い、甲又は承継者に対して業務の引継ぎを行うものとする。

2 乙は、事業期間が満了したときは、速やかに、乙が作成したマニュアル等を、甲又は承継者に引き継がなければならない。

3 乙は、前2項の規定による引継ぎに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、事業期間が満了したとき以後であっても、甲の求めがあったときは、第1項の引継ぎが完了するまでの間自らの費用及び責任において承継者に協力を行うものとする。

第8章 損害賠償

(甲の損害賠償義務)

第39条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第40条 乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合（第42条第1項又は第43条第1項に規定する措置をとったときに限る。）は、この限りでない。

2 第1項に定める場合のほか、乙は、業務の遂行に付随関連して、施設の全部又は一部を滅失し又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(第三者に与えた損害の負担)

第41条 乙は、業務の実施に当たって、又は業務に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し当

該賠償額の補償をしなければならない。

第9章 法令の変更等があった場合の措置

(報告)

第42条 乙は、事業期間中に法令の変更が行われた場合又はその責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合は、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令の変更又は許認可等の効力に関する事項の詳細

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、この協定の変更その他の報告に係る事態への対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

第10章 不可抗力

(不可抗力)

第43条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(指定の取消し等)

第44条 前条の規定にかかわらず、不可抗力により業務の継続が不能となった場合又は業務の継続に過分の費用を要する場合は、甲は、乙と協議の上、管理許可を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 甲は、前項の場合にあっては、乙に対していかなる補償も行わないものとする。

第11章 雑則

(地位等の譲渡等の禁止)

第45条 乙は、この協定上の地位及び業務に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

(合併等の報告等)

第46条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由及び時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第47条 甲及び乙は、互いに業務に関して知り得た相手方の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、関係法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(計算書類等の提出)

第48条 乙は、乙の事業年度終了後3か月以内に、適正な監査を受けた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書を甲に提出するものとする。

(事業年度等)

第49条 業務に係る事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 この協定における期間の定めについては、この協定に別段の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

(通知等の様式等)

第50条 この協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、申出、承諾、解除等は、この協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

2 乙がこの協定の定めるところに従い甲に提出した請求書、通知書、計画書、報告書その他の書面及び図面(電磁的記録によるものを含む。)の著作権のうち乙が有するものについては、別段の留保が付されない場合に限り、甲への提出と同時に甲に移転されるものとし、乙は、その著作権者人格権についても、それが甲に対して主張、行使等がされないように責任をもって措置するものとする。

(解釈)

第51条 甲がこの協定の定めるところに従って書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第52条 この協定に関連する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協定の費用)

第53条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第54条 この協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一

乙 [主たる事務所の所在地]

[法人等の名称]

[代表者の職及び氏名]